

佐世保市訪問型支え合いサービス



事業の目的は？

地域住民の多様なニーズに対応できるよう、NPOや住民等で組織された任意団体などの多様なサービスを実施する団体の運営費の一部を支援し、支え合いのある地域づくりを目的としています。



対象団体の条件等はあるの？

1. 居宅要支援被保険者及び事業対象者に対し、買い物や掃除等の簡単な家事援助のサービスを行うこと
 2. 自主的・継続的な活動ができること
 3. 地域に対し活動状況の公開や新規会員の受け入れを行うなど、開けた活動ができること
 4. 行政や地域包括支援センターと協働できること
 5. 主たる活動を佐世保市内で行っていること
 6. サービスの提供に係る従事者が5人以上在籍していること
 7. 訪問型支え合いサービスの事業と同様の事業に係る活動実績が3か月以上あること
 8. 訪問型支え合いサービスの対象者のうち、65歳以上の者が3人以上いること
 9. 同一会計年度内において同様の目的で国、県又は市から別の補助金、負担金の交付を受けていないこと
 10. 営利や宗教活動、政治活動等を目的としていないこと
- 以上が、要件になっています
- ※従事者には、市の研修を受けてもらうことが必須となります。
- 



どういった方を対象にサービスを提供するの？

対象者は、介護予防サービス・支援計画書により位置づけられた、事業対象者・要支援認定者となります。 ※補助事業を活用する場合、対象者が3名以上利用していれば、対象者以外の利用も可能です。





こういった事をすればいいの？

身体介護以外のサービスで、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助（目安 30 分程度）で、無理をせず、できる範囲のサービス活動になります。

（例）部屋の掃除、洗濯、食事の準備や後片付け、ゴミ出し、電球の交換等、利用者では困難な日常生活に必要な軽作業



運営費補助はいくら支援されるの？

補助金の補助率は補助対象経費の10分の10以内です。

年上限額は240,000円で、その範囲内において、その年度に必要な額を申請してください。



補助金はどういったものに使えるの？

補助金は、団体を運営するうえで必要な燃料費や修繕費、印刷消耗品費や使用料等に使えます。ただし、人件費や食糧費は対象外となっています。

詳しくは、長寿社会課までお尋ねください。

